

介護職員処遇改善加算等に関する別紙

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組み、賃金改善以外の処遇改善、職場環境改善の取組みを行う事業所に認められる加算です。

令和6年4月1日から、令和6年5月31日までは、下記の3種類の処遇改善加算を算定します。

介護職員処遇改善加算 I	所定単位数の13.7%
介護職員等特定処遇改善加算 I	所定単位数の6.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の2.4%

なお、令和6年6月1日より、上記3種類の加算が一本化され、下記の通りとなります。

介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数の24.5%
---------------	-------------

【算定要件】

この加算は事業所が下記の要件を満たす場合に算定します。

- ① 入職促進に向けた取組みを行っている。
- ② 資質の向上やキャリアアップに向けた支援を行っている。
- ③ 両立支援・多様な働き方を推進している。
- ④ 腰痛を含む心身の健康管理を実施している。
- ⑤ 生産性向上のための業務改善の取組みを実施している。
- ⑥ やりがい・働きがいの醸成に取り組んでいる。
- ⑦ 処遇改善後の賃金の年額が440万円以上になるものを一人以上配置している。
- ⑧ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置している。訪問介護の場合、介護福祉士を30%以上配置している。

以上、重要事項説明書別紙として、上記内容を説明致しました。

以上、説明者から上記の内容について説明を受け、同意すると共に書面の交付を受けました。

令和 年 月 日

氏名 _____